

埼玉労働局発表
令和8年5月14日(木)

【照会先】
埼玉労働局労働基準部健康安全課
(電話番号)048-600-6206

報道関係者 各位

職場における熱中症対策の徹底を要請します

～暑さが本格化する前に対策徹底を事業者団体に要請～

埼玉労働局（局長 片淵仁文）においては、昨年度、労働災害防止団体及び建設業、陸上貨物運送事業、警備業等の関係事業者団体に熱中症対策の徹底を要請したところ、関係事業場の皆様の取組により、令和7年の埼玉県内における熱中症による労働災害は、記録的猛暑の中3年連続で死亡者0人となりました。他方、休業4日以上之死傷災害は98人となり、前年から大きく増加しました。

今年度も猛暑が予想され、熱中症対策に更なる取組が必要になっております。令和7年6月に労働安全衛生規則が改正され、令和8年3月に「職場における熱中症防止のためのガイドライン」が策定されました。

埼玉労働局は、「暑さ対策日本一」を目指し、関係団体等と一丸となって熱中症対策の徹底に取り組みます。

下記のとおり、関係事業者団体を参集し、「職場における熱中症防止のためのガイドライン」の説明と「WBGT値の測定の実演」を行い、今年度猛暑であっても熱中症予防対策を徹底させ、熱中症による死傷災害を減少させるための取組を徹底するよう要請いたします。

1 要請日時・場所

令和8年5月28日(木)10時から(会場の受付は9時30分から)
埼玉労働局14階会議室(さいたま市中央区新都心11-2)

2 参集者(予定)

- 一般社団法人埼玉労働基準協会連合会
- 建設業労働災害防止協会埼玉県支部
- 一般社団法人埼玉県建設業協会
- 埼玉住宅工事安全協議会
- 一般社団法人埼玉県造園業協会
- 陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部
- 一般社団法人埼玉県トラック協会
- 林業・木材製造業労働災害防止協会埼玉県支部
- 一般社団法人埼玉県環境産業振興協会
- 一般社団法人埼玉県空調衛生設備協会
- 一般社団法人埼玉県警備業協会
- 一般社団法人埼玉県電業協会
- 一般社団法人埼玉県ビルメンテナンス協会

3 取材の申込方法と留意事項

当日取材を実施していただける場合は令和8年5月27日(水)までに、埼玉労働局健康安全課の担当者あてに別紙により申込をお願いします。

- 別添 1 埼玉県内の職場における熱中症による労働災害発生状況
- 別添 2 STOP! 熱中症クールワークキャンペーンリーフレット
- 別添 3 STOP! 熱中症クールワークキャンペーンリーフレット(埼玉労働局版)
- 別添 4 職場における熱中症防止のためのガイドラインリーフレット
- 別紙 取材申込票

埼玉県内の熱中症による労働災害発生状況

(令和7年 確定値)

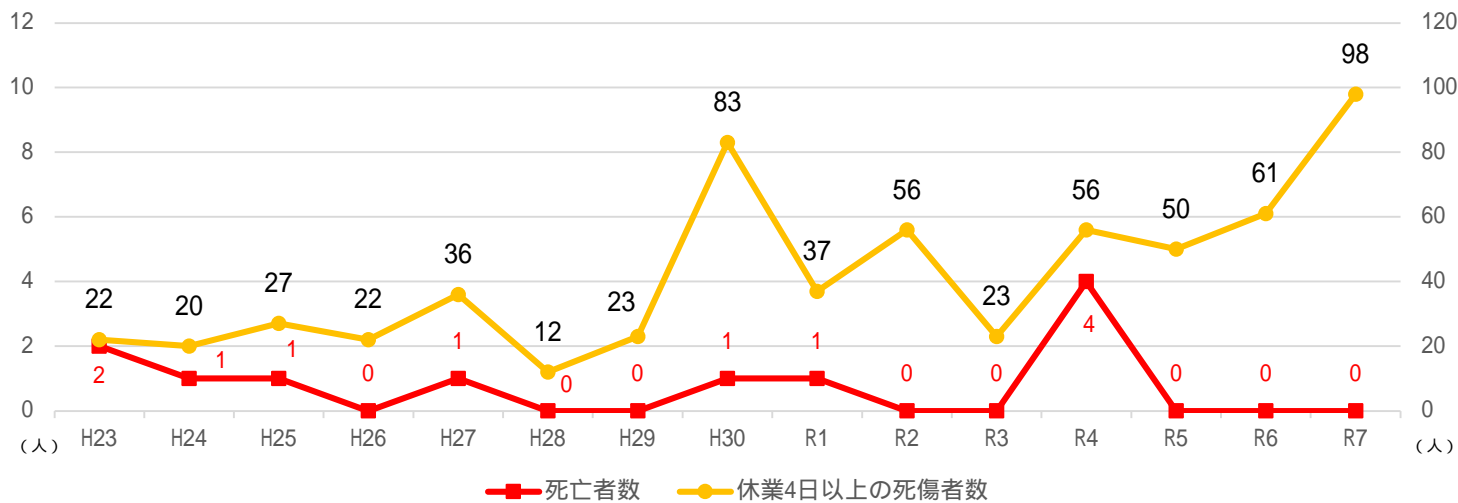
別添1



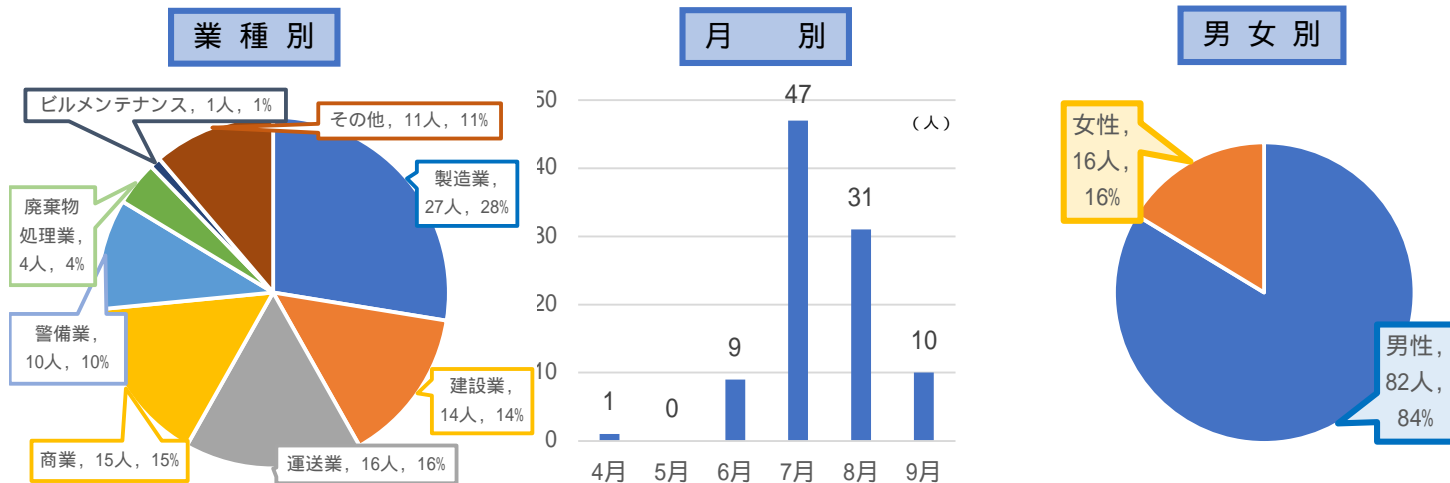
厚生労働省

埼玉県労働局

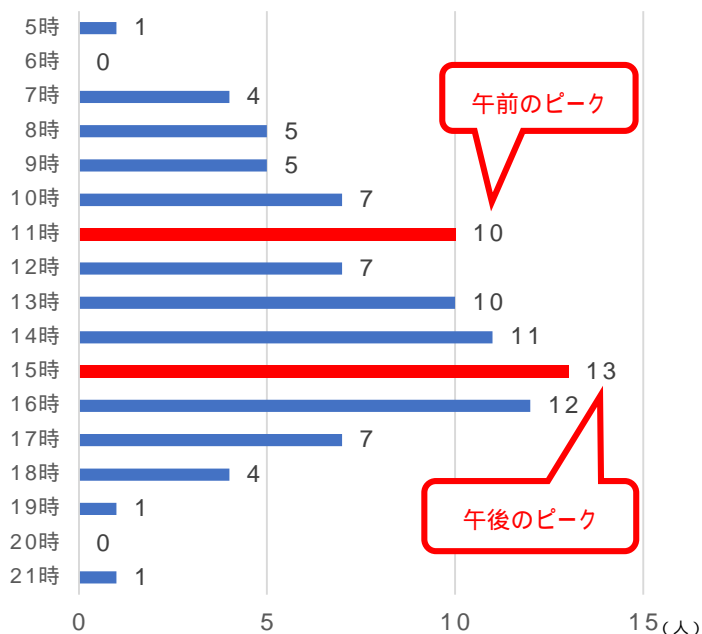
埼玉県内の熱中症による労働災害死亡者数・死傷者数の推移



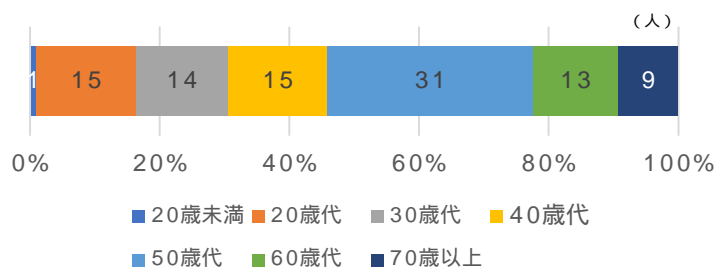
令和7年の熱中症の労働災害内訳



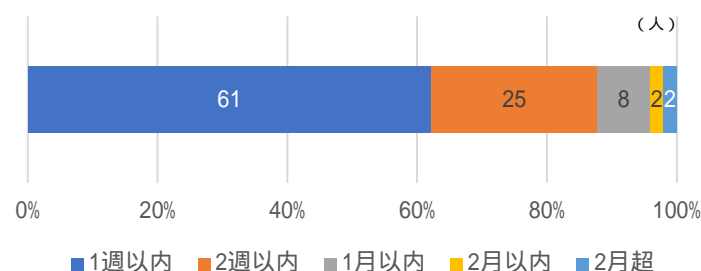
時間帯別



年代別



休業見込期間



出典：労働者死傷病報告

STOP!

熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀ 熱中症対策情報はこちら

キャンペーン期間

4月

準備

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

準備期間 **4月** にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立

事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数（WBGT）の 把握の準備

JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検

作業手順・作業計画の策定

暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業手順・作業計画を
策定

設備対策の検討

暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または
冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討

冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討

透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施

ガイド・教育動画

e-learning

管理者、作業者に
対する教育を実施



緊急時の対応の事前確認

緊急時の対応（異常時における連絡体制や
対応手順等）を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間
の調整
※新規入職者や休み明け作業者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏ま
え配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎
不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮
膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の作業者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、
「バディ」を組み合わせる等作業者にお互いの
健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風**することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請

目指せ！
暑さ対策
日本一
埼玉



STOP！熱中症

クールワークキャンペーン

こまめな水分・塩分補給も
忘れずに！

合言葉「あつい」で職場の対策を！

あ

暑さ指数
の把握と軽減



つ

疲れをためない
(こまめな休憩)



い

異変があれば
すぐ報告！



職場における

熱中症防止のためのガイドライン

を踏まえて対策を取りましょう

職場における熱中症予防対策ポータルサイト

「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」掲載
熱中症対策のeラーニングコンテンツあり



令和7年6月 労働安全衛生規則改正

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業が対象



熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられました。



職場における熱中症防止のためのガイドライン



熱中症のおそれのある全ての作業を対象

職場における熱中症防止のために熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を一体的に示すことにより、事業者がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組むよう促すことを通じて、職場における熱中症防止を図ることを目的。

事業者は、熱中症によるリスクを把握・評価した上で、その結果に基づき実施することが適切な対策を選択して実施する。

令和8年「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」



埼玉労働局職場における熱中症対策のページ



お問い合わせは、埼玉労働局労働基準部健康安全課又は管轄の労働基準監督署へ

職場における

熱中症防止のためのガイドライン が策定されました

(令和8年3月18日)

厚生労働省

埼玉労働局

目的

職場における熱中症防止のために熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を一体的に示すことにより、事業者がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組むよう促すことを通じて、職場における熱中症防止を図ることを目的とする。

事業者は、熱中症によるリスクを把握・評価した上で、その結果に基づき実施することが適切な対策を選択して実施する。

適用

熱中症のおそれのある全ての作業を対象



ガイドライン全文等詳細はこちらへ

実施事項

1 熱中症リスクの評価

1 有害性の要因の特定

職場において熱中症リスクとなり得る暑熱に関する有害性を特定
・有害性としては、高温・多湿な作業環境、連続作業、通気性や透湿性の低い衣服・保護具、身体作業負荷の大きい作業が挙げられる。

2 湿球黒球温度の値(WBGT値)の把握

JIS B 7922等に適合したWBGT指数計で実測を基本
地域を代表する一般的なWBGTを参考とすることは有効であるが、個々の作業場所や作業ごとの状況は反映されていないことに留意すること。

3 熱中症リスクの評価・検討

熱中症リスクの評価

・WBGT値に、身体作業強度等の補正を行い、熱中症リスクを見積る。
WBGT基準値を超える場合はWBGT値の低減等の熱中症予防対策を実施。

熱中症リスクの低減のための措置の検討

・作業場所のWBGT値の低減を検討(作業環境管理)。
・事業場の実情を踏まえて作業管理。
・高齢者、熱中症発症リスクに影響を与える疾病や障がいを持つ作業従事者に対しては、作業時間の短縮等を検討。

裏面に続く



2 熱中症リスクに応じた措置

1 安全衛生管理体制の確立等

- ・衛生委員会等を活用し、労使で話し合い、その内容を労働者に周知することが重要。
各種管理者等の選任と役割
- ・衛生管理者等を中心に熱中症防止対策を検討。
作業手順・作業計画の策定
報告体制の整備及び手順等の作成並びに周知



2 作業環境管理

- WBGT値の低減
- ・発熱体との間に遮へい物の設置、簡易な屋根等の設置等。
休憩場所の整備等
- ・休憩の設備はできる限り作業従事者が速やかに利用できる場所に設置が望ましい。

3 作業管理

作業時間の短縮等	作業の休止時間や休憩時間の確保。
暑熱順化	計画的に暑熱順化期間を設ける。
プレクーリング	作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑制。
水分及び塩分の摂取	水分及び塩分の作業前後の摂取と作業中の定期的な摂取。
服装による身体冷却	透湿性・通気性の良い服や身体を冷却する機能を持つ服の着用。
作業中の巡視	高温多湿作業場所での作業中は巡視を頻繁に行い、健康状態を確認。
業種・作業別の対応例	

4 健康管理

- 健康診断結果に基づく対応
- 日常の健康管理等
- 作業従事者の健康状態及び暑熱順化の状況等の確認
- ・作業開始前に、当日の体調に普段と異なる変化がないか、睡眠不足がないか等、声かけ。



5 労働衛生教育

簡単な教材でも繰り返し参照することが望ましい。

熱中症予防管理者労働衛生教育 職長等向け教育 作業従事者向け教育



6 異常時の措置

- ・熱中症を疑わせる症状が現れた場合は、一旦、作業を離れ、救急処置として涼しい場所で身体を冷やし、水分及び塩分の摂取等を行うこと。

7 その他

- 実施時期
- いわゆる「スポットワーク」を利用する労働者について
- 注文者や作業場所管理事業者による配慮
- 労働者と異なる場所で就業する個人事業者等について



別紙

埼玉労働局労働基準部健康安全課 広報担当 行

mail: kouhou-kenanka mhlw.go.jp

迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。

を@に置き換えてください。

(電話 048 - 600-6206)

令和 年 月 日

取材申込票

下記必要事項をご記入の上 **5月27日(水)までに**メール又は電話でお申込ください
ますようお願い申し上げます

取材申込社 (担当者・連絡先)	会社名： 担当者： TEL： mail： 参加人数： 人
放送・掲載 予定日 放送番組・掲載誌	令和 年 月 日
その他	